

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月26日

【中間会計期間】 第135期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

【会社名】 越後交通株式会社

【英訳名】 Echigokotsu Co. , Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 直紀

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市千秋 2 丁目2788番地1

【電話番号】 0258（29）1111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 神保 直昭

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市千秋 2 丁目2788番地1

【電話番号】 0258（29）1111（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部長 神保 直昭

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年12月26日に提出いたしました第135期中（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第5 経理の状況

2 中間財務諸表等

【注記事項】

（会計方針の変更）

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第5 【経理の状況】

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【注記事項】

（会計方針の変更）

（訂正前）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）（以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）（以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付引当金が3,341千円増加し、繰越利益剰余金が3,341千円減少しております。

また、当中間連結会計期間の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(訂正後)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)(以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)(以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付引当金が3,341千円増加し、繰越利益剰余金が3,341千円減少しております。

また、当中間会計期間の損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。